

令和 年 月 日

# 工事設計書

工 種	鋼構造物工	摘 要		
工 事 番 号	起工第 22 号			
施 設 ・ 地 区 名				
工 事 箇 所	粕屋町 町内 地内			
工 事 名	令和 4 年度 沖田堰外3堰点検業務 粕屋町			
設 計 額	当初	第1回変更	増減	
	円 うち消費税相当額 ( 円)	円 うち消費税相当額 ( 円)	円 ( %)	
請 負 額	当初	第1回変更	増減	
	円 うち消費税相当額 ( 円)	円 うち消費税相当額 ( 円)	円 ( %)	
着 工 期 日	令和 4 年 12 月 日	請 負 人		
完 成 期 限	令和 5 年 3 月 31 日			

< 概要 >

鋼構造物点検業務 N=4.0箇所

- ・沖田堰点検工 24.10m×1.60m×1門
- ・脇田堰点検工 26.00m×1.83m×1門
- ・扇上堰点検工 14.00m×1.25m×2門
- ・自在王堰点検工 16.00m×1.20m×2門

# 本 工 事 内 訳 表

費 目・工 種・種 別・細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 番 号	備 考
点検整備価格						
点検整備原価						
直接工事費						
労務費	1.0	式				第1号明細表
補助材料費	1.0	式				第2号明細表
直接経費	1.0	式				第3号明細表
間接工事費						
共通仮設費	1.0	式				
派遣車両費	1.0	式				第4号明細表
現場管理費	1.0	式				
点検整備間接費	1.0	式				
点検整備原価計						

# 本 工 事 内 訳 表

費 目・工 種・種 別・細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 番 号	備 考
一般管理費	1.0	式				
点検整備価格						
消費税等						
点検整備設計額						

# 第 1 号明細表

# 労務費 明細書

1.0式当たり

費 目・工 種・種 別・細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細番号	備 考
機械設備据付工		人				
計						

## 第 2 号明細表

## 補助材料費 明細書

1.0式当たり

費 目・工 種・種 別・細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 番 号	備 考
補助材料費		%				
計						

### 第 3 号明細表

### 直接経費 明細書

1.0式当たり

費 目・工 種・種 別・細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細番号	備 考
直接経費		%				
計						

# 第 4 号明細表

# 派遣車両費 明細表

1.0式当たり

費 目・工 種・種 別・細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細番号	備 考
ライトバン		台				
計						



粕屋町 沖田堰外 3 堰点検業務

特記仕様書

粕屋町 地域振興課

# 粕屋町沖田堰外 3 堰点検業務

## 第 1 章 総 則

### 【適用及び定義】

第 1 条 本特記仕様書は、粕屋町沖田堰外 3 堰点検業務に適用する。

### 【目 的】

第 2 条 本業務は、河川用水門設備等において、破損や不具合による地域農業への被害を防止する観点から施設の健全性の点検を行うとともに、併せてナットの締直し等の応急措置を行うことを点検の目的とする。

### 【準拠する法令等】

第 3 条 本業務は、本特記仕様書によるほか、次の法令及び規則等に準拠して実施する。  
(1)ダム等ゲート類の異常作動等の再発防止についてゲート自動制御装置等点検実施要領(参考)【国土交通省】  
(2)その他発注者が定める関係法令

### 【業務概要】

第 4 条 本業務の概要は次のとおりとする。  
鋼構造物点検業務 N=4.0 箇所

- ・ 沖田堰
- ・ 脇田堰
- ・ 扇上堰
- ・ 自在王堰

### 【履行期間】

第 5 条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

### 【貸与資料】

第 6 条 本業務にあたり、必要であれば下記の資料を貸与するものとする。受託者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後速やかに委託者へ返却するものとする。また、複製した資料は作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

- (1)井堰台帳
- (2)その他委託者が必要と認めるもの。

### 【作業計画】

第 7 条 本業務の実施に先立ち、受託者は以下の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

- (1)着手届

- (2)工程表
- (3)管理技術者届(経歴書及び資格書含む)
- (4)業務実施計画書
- (5)その他委託者が必要と認める書類

**【 疑 義 】**

第 8 条 本仕様書及び設計書に定めなき事項及びその内容において疑義が生じた場合は、委託者と十分に協議して決定するものとする。

**【 契 約 変 更 】**

第 9 条 本業務において、数量に増減が生じた場合は、協議のうえ契約変更を行うものとする。なお、軽微な増減については、その対象としない。

**【土地の立ち入り等】**

第 10 条 本業務で現地に立ち入る場合は、特に言動等に注意し、住民とのトラブルを起こすことがないように慎重な態度で業務遂行に当たらなければならない。

**【 損 害 賠 償 】**

第 11 条 受託者は業務遂行中の事故及び第三者に与えた損害が生じた場合、速やかに委託者に報告し、すべての処理を受託者の責任において行うものとする。

**【 権 利 の 帰 属 】**

第 12 条 本業務において作成した成果品等の権利は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく複製・公表、または第三者へ貸与してはならない。

**【 機 密 の 保 持 】**

第 13 条 受託者は本業務に関わる一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用してはならない。

## 第 2 章 業務内容

**【 計 画 準 備 】**

第 14 条 受託者は実施にあたって、以下の作業を実施し本業務における準備を行うものとする。

- (1)受託者は、作業着前に作業の方法、使用する主要な機器、要員、工程について適切な業務計画を立案し、これを町に提出して、その承認を得なければならない。
- (2)業務計画書をやむを得ない事情により変更する場合には、遅滞なく委託者に報告し、その承認を得ることとする。

**【資料収集整理】**

第 15 条 井堰台帳等の貸与資料の収集、整理、確認を行うものとする。

### 【現地踏査】

第16条 対象施設を現地にて確認するとともに、交通状況、立地状況等について踏査を実施するものとする。

### 【関係機関協議】

第17条 河川用水門設備等の点検にあたり、関係機関との協議及び諸手続を行うための資料を作成し協議、申請を行う。

### 【目視点検】

第18条 点検方法は近接目視を基本とし、適宜、触診、打音等を行う。また、必要に応じて、板厚調査等の必要性について報告するものとする。

#### (1)近接目視

点検部位に対して点検用資器材(点検ハンマー、ルーペなど)を併用して近接目視を行う。扉体下部が堆積土等で埋まっている場合は、扉体下部の掘削を伴う目視点検を行う。また、ナットの緩み等の確認のため、適宜、触診、打音検査等を行うものとする。今後の点検のため、ボルト・ナットに合いマークの設置を行うことが望ましい。

#### (2)応急措置等

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととする。応急措置の例としては、次が挙げられる。

- ・ナットのゆるみの再締め付け
- ・落下の可能性がある部品等の撤去

#### (3)点検項目

点検項目について、鋼部材は、亀裂、腐食、ゆるみ・脱落、破断について点検するものとし、コンクリート部材には、うき、剥離、ひび割れについて点検する。

#### (4)合いマークの施工

施設等のボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)が施工されていない場合には、点検に合わせて合いマークを施工する。

### 【点検記録票作成】

第19条 点検結果は、次の様式に記録し次回点検時や日常管理等に活用できるよう保管する。なお点検結果については「井堰等点検記録表」(別紙-1参照)を作成する。

#### (1)井堰等点検記録表/別紙-1参照

異常があった部位毎に、損傷の種類、応急等の措置を実施した場合はその内容、応急等の措置ができなかった場合は、その理由、修繕を行う際の実施予定時期、実施予定内容を明記する。

#### (2)位置図作成

点検記録票作成と併せて 1/2,500 地形図上に本業務委託で点検を行う河川用水門設備の位置をシンボル図形として登録を行い、位置図を作成するものとする。

**【 報 告 書 作 成 】**

第 20 条 本業務の業務成果のとりまとめを行い、報告書を作成するものとする。なお、報告書の内容や編集方法等については調査職員と事前に協議を行い決定するものとする。

**【 打 合 せ 協 議 】**

第 21 条 打合せ協議は業務着手時、中間時、納品時を基本とする。

### 第 3 章 成果品

**【 成 果 品 】**

第 22 条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

(1)報告書(パイプ式ファイル A4 判)

1 式

(2)電子データ(CD-R)

1 式

(3)位置図(紙面)

1 式

(4)点検台帳

1 式

**【 検 査 】**

第 23 条 受託者は本業務の完了後に所定の手続きを経て、受託者の検査を受けるものとし、成果品に契約不適合が発見された場合は、速やかに修正を行い納入するものとする。